

新一年生の保護者 様

就学援助制度について（お知らせ）

枕崎市では、小・中学校の児童生徒を経済的理由により就学させることが困難と認められる保護者に対して、学用品費・新入学児童生徒学用品費等・学校給食費・修学旅行費などの就学援助費の支給を行っています。

来年度、小学校に入学予定の児童の保護者を対象に、新入学児童学用品費等の支給を行いますので、認定基準に該当する方は申請してください。

【就学援助（新入学児童学用品費等）を受けられる方】

枕崎市に居住し、枕崎市立の小学校（4校）に入学する予定の児童の保護者で、次の認定基準に該当すると教育委員会が認めた方です。

◎ 認定基準

1. 生活保護を停止又は廃止された保護者
2. 市民税の非課税や減免を受けている保護者
3. 国民年金の掛金または国保の保険税の減免を受けている保護者
4. 児童扶養手当の支給を受けている保護者
5. 職業安定所登録日雇労働者である保護者
6. 職業が不安定で生活状態が悪いと認められる保護者

認定については、必要に応じて学校や民生委員の協力を得て行います。

【援助の内容】

支 給 項 目	経 費 の 内 容	支 給 額
新入学児童学用品費等	小学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品またはそれらの購入費	57,060円

【申請の内容】

今回の申請は、新入学児童学用品費等のみの申請となります。

新入学児童学用品費等以外の新年度分の就学援助費（裏面★印参照）の申請については年度当初に申請書を配布いたしますので、申請期日までに在籍する学校へ提出してください。

【申請の期日】

申請書は申請期日（12月16日）までに必要事項を記入・押印のうえ、教育委員会学校教育課へ提出してください。

【申請後の取扱い】

申請者には認否結果にかかわらず、2月末日までに結果を通知します。

認定者への援助費の支払い（振込）は、3月中旬に行う予定です。支給されたのち、市外への転出・転校等により枕崎市立の小学校（4校）に入学しない場合は返納の必要はありませんが、転出先の市町村へ支給済みである旨通知します。

★【参考】令和7年度 就学援助の対象となる費目

学用品費等：学用品費・通学用品費・校外活動費（一日遠足等）

新入学児童生徒学用品費等：小学校または中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品またはそれらの購入費

体育実技用具費：授業で使用する柔道着・剣道の用具一式（中学校1年生対象）

修学旅行費：修学旅行に参加するために直接必要な交通費・宿泊費等の経費（実施学年の参加者が対象）

学校給食費：学校給食法に規定する学校給食費（保護者負担分）

医療費：学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要した保護者負担分の医療費（医療券を発行します）

オンライン学習通信費：オンライン学習に必要な通信費

※ 支給費目・支給額は変更になる場合があります。

※ 令和7年度（兄姉）の申請で否認定となった方は基準に該当しないため、認定されません。

※ 枕崎市ホームページ（くらしの情報）にも掲載していますので、御覧ください。

【問合せ先】枕崎市教育委員会 学校教育課

電 話 76－1242（直通）

FAX 72－0677